南あわじ市酪農経営支援事業実施要領

第１　事業目的

コロナ禍以降、生乳需要の減少及び生乳価格が横ばいで推移していることに続き、昨今ではウクライナ情勢、先の見えない円安進行、原油高による飼料高騰等により生産費が増大し畜産経営を圧迫している。

持続的な生乳生産体制を確保するため、国及び県においても各種支援策が講じられているが、急激な変動への対応が困難な多くの酪農家において赤字経営の改善が見込めない状況にある。

こうした中、持続可能な酪農経営への移行に加え、日本農業遺産の「水稲・たまねぎ・畜産を連携させた多重生産循環システム」の構築に寄与するとともに、淡路島牛乳のブランド維持・継続につなげることを目的として、酪農家の基礎的な収入に対する支援（南あわじ市酪農営支援事業（以下、「本事業」という。））を実施する。

第２　事業実施主体

本事業に申請できる者は以下のとおりとする。

申請時点において市内で農場を経営し、別表に掲げる今後の酪農経営継続に資する事業に取り組む酪農家

第３　事業の内容

１　事業内容

市内で経営する酪農家の生乳出荷量に対し、一時支援金を支給

２　一時支援金の額

令和５年４月から令和６年３月までの生乳出荷量１㎏あたり 2.0 円を乗じた額

３　補助率　定額

４　本事業の終期は令和６年３月31日とする。

第４　事業の実施

１　事業実施手順

（１）事業実施主体は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）により、市長に交付申請及び報告を行うものとする。

（２）市長は、前号の規定による交付申請及び報告があったときはこれを審査し、適当であると認めたときは、速やかに補助金の額を確定し、補助金交付決定兼確定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（３）事業実施主体は、前号の規定による通知があったときは、補助金交付請求書（様式第３号）により、補助金の請求を行うものとする。

（４）市長は、前号の規定による請求があった場合は、当該請求のあった日から40日以内に補助金を交付するものとする。

第５　その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和５年７月３日から施行する。

附則

この要領は、令和６年２月９日から施行する。

（別表）

酪農経営継続に資する事業

下記に示す取組みのうち、□について３つ以上取り組むこと。

ただし、令和５年度中に取り組むもの、もしくは、既存の取組を令和６年度以降も継続するものとする。

①　飼料自給率の向上及び国産飼料の利用拡大
□　輸入乾牧草の一部を国産粗飼料に置き換える。 □　国産飼料・国産牧草（乾草・サイレージ）の給与割合を増やす。 □　国産とうもろこし（青刈り・子実・イアコーン）の給与割合を増やす。 □　国産濃厚・粗飼料の作付面積を拡げる。 □　国産原料（青刈りトウモロコシ・アルファルファ・国産チモシー）の使用量を増やす。
②　疾病・事故率などの低減
□　牛床マットやカウブラシ、分娩監視装置等飼養管理機器□資材の使用 □　疾病・事故率低減のための牛の削蹄の実施 □　疾病・事故率低減のための獣医師の指導等による定期的な分娩監視 □　疾病の低減のため、ワクチンの接種
③　暑熱・寒冷対策による生産性の改善
□　暑熱対策のために、牛床内における噴霧器、換気ファン等の使用 □　寒冷対策のために、牛衣（カーフジャケット）等を着用 □　暑熱・寒冷対策のために、外壁・屋根材に耐熱性（保温性）素材を使用
④　副産物収入（堆肥販売、和牛受精卵の活用等）の増加による生産コストの削減
□　堆肥販売の増加による収入の増加により、生産費割合を圧縮する。 □　和牛精液･和牛受精卵の活用による収入の増加により、生産費割合を圧縮する。
⑤　□　牛群検定を活用した生産性の向上
⑥　分娩間隔の短縮
□　発情発見機を活用した発情の見逃し防止による分娩間隔の短縮 □　早期離乳の実施による、分娩間隔の短縮